

令和2年9月

第111回丹波市議会定例会議案書

※人事案件は、白ページとしています。
(P 1 ~ P 12)

議案第87号

中型ノンステップバス車両購入契約の締結について

中型ノンステップバス車両購入契約を次のとおり締結したいので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和2年9月1日提出

丹波市長 谷口 進一

- | | |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| 1 物品名 | 中型ノンステップバス車両 |
| 2 台数 | 1台 |
| 3 契約金額 | 23,979,890円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,179,990円) |
| 4 契約の相手方 | 名称 氷上自動車工業 株式会社
代表者 代表取締役 池上 秀男
所在地 兵庫県丹波市氷上町北野108番地の1 |

議案第88号

丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約の変更に係る
協議について

丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、関係団体と協議するため、同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約の一部を改正する規約

丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約（平成16年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特例措置）

- 4 令和3年1月17日を始期として選任される公平委員会の委員の任期は、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、それぞれの委員の任期は、丹波市長がくじで定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

議案第89号

丹波市税条例等の一部を改正する条例の制定について

丹波市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月1日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市税条例等の一部を改正する条例

(丹波市税条例の一部改正)

第1条 丹波市税条例(平成16年丹波市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第74条の3を次のように改める。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(丹波市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 丹波市税条例の一部を改正する条例(令和2年丹波市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条中附則に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄

をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)
第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

丹波市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月1日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市手数料条例の一部を改正する条例

丹波市手数料条例（平成16年丹波市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍、住民基本台帳関係の手数料の表中

「

12 個人番号通知カードの再交付	1枚につき	500
13 個人番号カードの再交付	1枚につき	800
14 住民票記載事項の証明	1件につき	300
15 不在籍に関する証明	1件につき	300
16 不在住に関する証明	1件につき	300
17 廃棄済証明	1件につき	300
18 住民基本台帳の閲覧	1人1件につき	300

」

を

「

12 個人番号カードの再交付	1枚につき	800
13 住民票記載事項の証明	1件につき	300
14 不在籍に関する証明	1件につき	300
15 不在住に関する証明	1件につき	300
16 廃棄済証明	1件につき	300
17 住民基本台帳の閲覧	1人1件につき	300

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第91号

字の区域変更及び字の廃止について

字の区域変更及び字の廃止を次のとおり行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議決を求める。

令和2年9月1日提出

丹波市長 谷口 進一

1 字の区域変更調書

変更前			変更後	
大字	字	地番	大字	字
柏原町 柏原	下町西側	293の1 343 343の1	柏原町 柏原	下町西浦
	石白	1451の3から1451の5まで		豊原
	下町西浦	340		下町東側
	下町東裏	295の4 311の2		大歳前
	東裡	3601の1		東裡
	下町北側	313の1		下町東裏
	下町東側	318の3		鋤崎
	松ノ本	3569の2 3569の6		石白
	東裡	3601の2 3601の3		下町西側
	下町北側	324		下町北側
	下町西側	329の14		郷之山
	石白	1465の6		下シゲキ
	長砂	3408の1		藤原
	八ノ坪	1553の1 1555		高賀
	鋤崎	2886の1 2886の4から2886の6まで 2887の5 2888の8 2888の9 2904の1 2905の1 2905の3 2906の1から2906の3まで		六反田
	壱丁田	2918の6 2918の11から2918の13まで		西河原
	南松葉	3254の12から3254の16まで		谷田
	高賀	3379の4		
	向山	4316		
	高谷	4704		

山南町 畠内	池ノ谷	237 238 239の1から239の3まで	山南町 畠内	カシハゲ
	カシハゲ	1012の1 1012の2		シゲ寺

上記のほか、変更前の区域に介在する道路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

大字柏原町柏原字鋤崎2905の3、2906の1、2906の3に隣接する道路、水路である公有地の全部及び大字柏原町柏原字鋤崎2886の1、2886の5、2886の6に隣接する道路である公有地の全部は、大字柏原町柏原字下シゲキに編入する。

大字柏原町柏原字高谷4704に隣接する道路である公有地の一部は、大字柏原町柏原字谷田に編入する。

大字山南町畠内字カシハゲ1011、1012の1に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町畠内字東山に編入する。

備考 地番は、令和2年7月8日現在の地番である。

2 廃止する字の名称

大字山南町畠内のうち 字池ノ谷

議案第92号

市道路線の認定について（北太田青田線）

次の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議決を求める。

令和2年9月1日提出

丹波市長 谷口 進一

認定路線

路線番号	区分	路線名	起 終 点	延長	供用開始予定日
50000011	認定	北太田青田線	(起点) 丹波市山南町大河字 柳田11番 (終点) 丹波市山南町篠場字 池ノ谷304番2	2,319.0 m	議決日 の翌日

議案第93号

市道路線の変更について（谷川青田線）

次の路線を変更したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求める。

令和2年9月1日提出

丹波市長 谷口 進一

変更路線

路線番号	区分	路線名	起 終 点	延長	変更予定日	備考
50000001	旧	谷川青田線	(起点) 丹波市山南町下滝字 池ノ谷口496番5 (終点) 丹波市山南町谷川字 生田2032番3	5,213.0 m	議決日の翌日	起点の変更 L=138.6m減
	新		(起点) 丹波市山南町青田字 寺田165番1 (終点) 丹波市山南町谷川字 生田2032番3	5,074.4 m		

議案第94号

市道路線の廃止について（青田東西線）

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求める。

令和2年9月1日提出

丹波市長 谷口 進一

廃止路線

路線番号	路線名	起終点	延長	廃止予定日
50001094	青田東西線	(起点) 丹波市山南町青田字 寺田163番1 (終点) 丹波市山南町青田字 西林528番1	563.6m	議決日 の翌日

議案第95号

丹波市立学校等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立学校等整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月1日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市立学校等整備基金条例の一部を改正する条例

丹波市立学校等整備基金条例（平成17年丹波市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の充実を図り、学校等の新築、改築及び改修」を「及び設備の整備」に改める。

第2条中「及び中学校」を「、中学校及び学校給食センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。